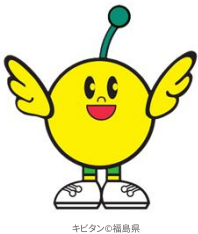


ワークルール出前講座

～ 働くときに知っておきたいこと～



福島県労働委員会 ○○委員

(○○○○○○) 福島 太郎

(主催) 福島県労働委員会

ワークルール

- ワークルールとは、働くときに守らなければならない、法律や決まりのことです。
- 労働者はワークルールを守って働かなければいけません。
- 会社も、労働者を雇用して働かせる以上、当然ワークルールを守る義務があります。

■ 仕事をする上で大切なこと

○ブラックバイトやブラック企業から
自分を守るための第一歩は、

- ・「この働かせ方はおかしい」
- ・「会社の説明は間違っている」

と気づくことです。



3

■ 就業規則



採用時の説明で、「細かい労働条件は
就業規則に書いてあるから。」と言わ
れました。就業規則とはなんですか？

労働条件や職場の規律などについて、
会社が決めたルールのことです。



4

就業規則

○就業規則に定められていること（例）

- ・ 就業時間
- ・ 休憩時間、休日、休暇
- ・ 賃金（決定方法、計算方法、支払時期、昇給）
- ・ 退職、解雇
- ・ 懲戒（制裁）



（労働基準法第89条）

5

最低賃金



バイト先の店長から、「君は研修期間中だから、時給は最低賃金より低いけど我慢してね。」と言われました。

最低賃金額を下回る時給は法律違反です。



6

最低賃金

福島県は1,033円

全ての労働者（パート、アルバイトなど）に適用されます。

労働者が、最低賃金額より低い賃金に同意しても、法律によって無効となります。



7

労働時間



毎日朝早くから夜遅くまで働き、休日出勤もしています。労働時間に制限はないのですか？

労働時間には制限があります。



8

労働時間

法定労働時間は、原則として

- ① 1日 **8時間**まで
- ② 1週間 **40時間**まで

9

時間外労働

- 会社が労働者に、法定労働時間を超えた勤務（残業・休日勤務）を命じるには、次の2点を満たす必要があります。
 - ① 三六協定（時間外労働・休日労働に関する協定）を締結すること
 - ② 時間外・休日労働について、就業規則または雇用契約（労働条件通知書）に定めること

- 会社が時間外労働をさせた場合には割増賃金が発生します。

10

年次有給休暇



正社員として働いて1年以上経ちますが、会社から「うちの会社には有給休暇なんて無いから。」と言われました。

一定の条件を満たせば、
年次有給休暇は当然に付与されます。



11

年次有給休暇

条件は、「勤め始めてから6か月以上継続して働き、かつ、全労働日の8割以上出勤していること」です。

- フルタイム労働者
就職から6か月経過すると、10日付与されます。
1年半以降は付与される日数が増えます。
- パートタイム労働者、アルバイトなど
労働者ごとの労働日数に比例して付与されます。

12

■ 年次有給休暇



年次有給休暇を取得する場合、
時期や目的は自由です。

※例外的に「事業の正常な運営を妨げて」しまうような場合にのみ、会社には労働者が年次有給休暇を取得する時季を変更する権利（時季変更権）が認められています。

※使わなかった年次有給休暇は、翌年に繰り越されます。
なお、年次有給休暇の消滅時効は2年なので、繰り越した年次有給休暇を使わなかった場合、その分は消滅します。

13

■ パワハラ



上司から他の職員の前で長時間怒鳴られたり、明らかに必要のない書類の作り直しを何度も命じられました。

上司の行為は、**パワーハラスメント**に該当する可能性があります。



14

パワハラ

下記1～3をすべて満たすものをパワハラと呼びます。



職場において行われる、

- 1 優越的な関係を背景とした言動
- 2 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動
- 3 労働者の就業環境が害されること
(身体的又は精神的な苦痛など)

※客観的に「業務上必要かつ相当な範囲内で行われる業務指示や指導」である場合、パワハラには該当しません。（被害者の主観ではなく客観的に判断されることに注意）

15

パワハラ被害を受けたら

1 記録を残す、証拠を集める

※事実確認や相談の際に必要です。メモや録音などの記録を残したり、出来る範囲で証拠を集めておきましょう。

2 周囲（上司、同僚、家族）に相談

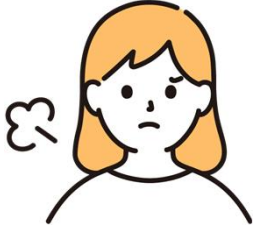
3 会社の相談窓口や人事担当者に相談

4 外部の相談窓口に相談



16

退職



正社員として5年間勤めた会社を退職しようとしたところ、「次の従業員が見つかるまで辞めさせない。」と言われて退職させてもらえません。

会社の同意がなくても退職することができます。



17

退職

円満に退職するのが理想ですが、

- 1 期間の定めのない雇用契約（無期雇用）の労働者は、会社に対して退職の申出をすれば、申し出をした日から2週間が経過すると退職となります。（民法第627条第1項）
- 2 期間の定めのある雇用契約（有期雇用）の労働者は、原則として、期間の満了まで働く義務があります。しかし、やむを得ない事情がある場合（親の介護が必要となった、遠隔地に引っ越すことになった、など）は退職が可能です。

18